

手続きの流れ

手続き	内容
①事前相談	<p>補助対象ブロック塀かどうかの相談、申請の手続きなどについて事前相談を行います。</p> <p>寸法が分かる図面や写真と、チェックリストをご持参ください。</p> <p>〈補助対象物件の基準の例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人所有のもの ・ 避難路・通学路等に面するもの ・ 道路面からの高さが 0.8m 以上のもの（擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが 0.8m 以上のものに限る） ・ ひび割れ等があり、安全が確認できないもの <p style="text-align: right;">など</p>
②補助交付申請	<p>交付申請に必要な書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 <input type="checkbox"/> チェックリスト <input type="checkbox"/> 除却するブロック塀の位置図、配置図、立面図（除却部分を表示） <input type="checkbox"/> 除却するブロック塀等の写真 <input type="checkbox"/> 除却後フェンス等を新たに設置する場合は、その設計図書 <input type="checkbox"/> ブロック塀等の除却に要する額を確認できる、見積書（建替の場合はその見積書）※工務店等の押印のあるものに限る <input type="checkbox"/> 所有者の承諾書（申請者が所有者以外の場合） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書などの所有者が分かるもの <p>※3ヶ月以内に交付されたものに限る</p> <p>登記事項証明書、固定資産税課税台帳登録事項証明、納税通知書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 所有者等の滞納がないことが分かるもの <input type="checkbox"/> その他町長が必要とするもの
③補助金交付決定	<p>町より補助金の交付決定の可否について書面で通知します。</p>
④工事契約・着手	<p>交付決定通知日以降に契約し、工事に着手してください。</p> <p>工事費の変更があった場合は、変更承認申請書の提出が必要になります。</p>

<p>⑤完了実績報告</p>	<p>工事が完了したときは、工事完了後 30 日以内かつ交付決定を受けた年度の 2 月末までに必要な書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>完了実績報告書<input type="checkbox"/>工事契約書の写し<input type="checkbox"/>工事に要した経費に係る請求書又は領収書の写し<input type="checkbox"/>工事の作業前、作業中及び作業後の写真
<p>⑥補助金の額の決定</p>	<p>補助金交付について適正かどうか審査し、町から補助金の額の確定を書面で通知します。</p>
<p>⑦補助金の請求</p>	<p>事業補助金請求書を提出してください。</p>
<p>⑧補助金の振込み</p>	<p>町から補助金が、指定の口座に振り込まれます。</p>